

# 議会調査レポート

第15号

## 議員提案政策条例について

はじめに

- 1 議員提案政策条例の概要
- 2 議員提案政策条例を策定するに当たって  
必要な作業
- 3 福岡市の状況
- 4 他都市の状況
- 5 福岡市議会事務局のサポート体制

おわりに

平成27年9月

福岡市議会事務局

## 目次

はじめに .....	1
1 議員提案政策条例の概要	
(1) 定義 .....	2
(2) 法的根拠 .....	2
(3) 条例で定めることができる範囲 .....	3
(4) 議員提案政策条例で定めることができる範囲 .....	3
(5) 罰則・適用範囲 .....	4
(6) 議員提案政策条例の種類 .....	5
(7) 議員提案政策条例の検討主体 .....	5
2 議員提案政策条例を策定するに当たって必要な作業	
(1) 条例化の必要性を確認 .....	7
(2) どのような内容の条例を作りたいのかを確認 .....	7
(3) 調査による裏打ち .....	7
(4) 条例の内容を精査 .....	7
(5) 会派間の調整 .....	8
(6) 関係各所との調整 .....	8
(7) 議会運営委員会での説明 .....	8
(8) 提案理由説明文や想定問答の作成 .....	8
(9) 関連する常任委員会での説明・質疑対応 .....	8
3 福岡市の状況	
(1) 福岡市における議員提案政策条例の成立状況 .....	9
(2) 検討に当たっての手順 .....	11
4 他都市の状況	
(1) 政令指定都市における成立状況 .....	13
(2) 他都市の議員提案政策条例の一例 .....	14
5 福岡市議会事務局のサポート体制 .....	16
6 おわりに .....	17

## はじめに <sup>1</sup>

地方公共団体の議会議員と首長は、住民が直接選挙で選ぶこととなっており（憲法第93条第2項）、住民が両者を直接選んでいる点に着目して、地方公共団体は二元代表制を採用していると言われている。二元代表制の特徴は、議会と首長が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら、議会が首長と対等の機関として、その地方公共団体の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案を通して政策形成を行うことにある。

この議会の責任・役割は、地方分権の進展等により地方公共団体の責任領域が拡大するにつれて、ますます大きくなってきており、議会が、市民ニーズを的確に捉え、これを市政に反映するためには、執行部に対する政策提言や条例の提案など、政策立案機能の充実強化がいっそう重要となってくる。

政策立案の具体的な手段の一つとして、議員による政策条例の提案があるが（地方自治法第112条第1項）、首長による条例の提案権（地方自治法第149条第1号）と比較した場合、以下のような利点が考えられる。

第一に、議会では執行部の局部単位に留まることなく、広い視野から地域全体を概観した条例を提案することが可能である。

近年の社会経済情勢の大きな変化の中、市民ニーズも多様化・複雑化しており、行政としては様々な分野を横断する施策の実現を求められるが、現実的には局部単位・縦割りの運営となる場合も多々ある。しかし、議会では局部単位に留まることなく、広い視野から地域全体を概観した条例を提案することが可能である。

第二に、当面の課題の解決に追われる行政に代わって、まちや市民のあるべき姿や数十年先を見通した基本計画を示した条例を提案することが可能である。

第三に、市民に近い議員の立場を活用して、地域や住民の要望を反映した条例を提案することが可能である。

第四に、新しい政策課題を取り上げた条例を提案することができる。執行部は多数の市民の合意が得られないと課題に取り組むことができない場合も多いが、議会は市民の多面的な声を吸い上げて、先駆的な政策課題を取り上げることも可能である。

第五に、少数者の思いを掘り起こす条例を提案することが可能である。執行部は全体の利益のために活動する傾向があるため、少数だが重要な意見を見落としてしまう場合がある。その点を指摘して問題提起する役割もある。

議員提案による政策条例の提出が各自治体で活発化した平成14年度以降、福岡市議会では14本（うち修正案2本）の議員提案政策条例を成立させており、全国的にもトップレベルの状況にあるが、豊かな市民生活を実現するうえで、議員提案政策条例に対する期待及びその果たす役割は今後さらに高まるものと考えられる。このレポートが議員の調査研究の一助になれば幸いである。

---

<sup>1</sup> 高沖秀宣（平成25年）『「二元代表制」に惹かれて』公人の友社 pp.10-12

松下啓一・今野照美・飯村恵子（平成23年）『つくりよう議員提案の政策条例』萌書房 pp. iii-iv, pp. 42-44

# 1 議員提案政策条例の概要

## (1) 定義<sup>2</sup>

地方分権の一層の推進を図る観点から、平成 13 年 7 月に国が立ち上げた地方分権改革推進会議において、政策条例は「議会や議員の身分等に関する条例以外の政策的な行政関連条例」と定義されている。なお、「議会や議員の身分等に関する条例」の例として、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務活動費、議会事務局組織に関するものが挙げられる。

上記定義に準拠すれば、議員提案政策条例とは、「議員が提出する、議員定数、議員報酬、議会の情報公開、資産公開、政務活動費、議会事務局組織等に関する条例以外の、政策的な行政関連条例」と定義付けることができるが、より平易な言葉で換言すると、「議員が提出する、議会運営や議員の身分に関係する条例以外の、市民の暮らしに直接関係する市の施策に関する条例や、議会の執行機関への監視機能の強化に関する条例」と言うことができる。

## (2) 法的根拠<sup>3</sup>

議員による政策条例を含む条例の議会への提出権は、地方自治法（以下「法」という。）第 112 条第 1 項において認められている。

この権利は、昭和 22 年の地方自治法制定時より認められており、制定当初は議員 1 人による議案提出権が認められていたが、昭和 31 年の同法改正時に、「議員定数の 8 分の 1 以上の者の賛成」という制約が加えられた（法第 112 条第 2 項）。その後、地方分権一括法による改正（平成 12 年 4 月 1 日施行）によって「議員定数の 12 分の 1」に条件が緩和された。

この「12 分の 1」は議員定数に対するものであるため、欠員の有無は問われない。また計算上端数が生じた場合は、切り上げて計算される。本市議会（定員 62 人）の場合、 $62 \times 1/12 = 5.166\cdots$  となり、6 人以上の議員の賛成者（提出者を含む。）がいれば、提出が可能となる。

なお、提出時に「12 分の 1」以上の賛成者を要していれば足り、提出後に賛成の取消・辞職・失職があり「12 分の 1」の要件を満たさなくなったとしても、提出後の審議には影響しないと考えられている。

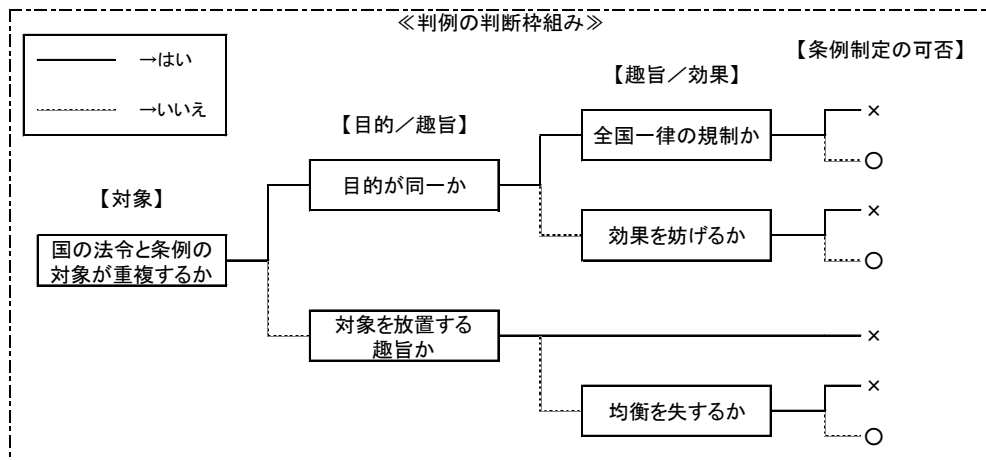
<sup>2</sup> 牧瀬稔（平成 20 年）『議員が提案する政策条例のポイント』東京法令出版 pp. 14-15

<sup>3</sup> 松本英昭（平成 25 年）『新版逐条地方自治法 第 7 次改訂版』学陽書房 pp. 426-429

### (3) 条例で定めることができる範囲<sup>4</sup>

一般的に、地方公共団体が条例で定めることができる範囲について、憲法第94条は、「法律の範囲内」と定めており、法第14条第1項は、「法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務(自治体の事務)に関すること」と定めている。

なお、「法律の範囲内」について、最高裁は、「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決定しなければならない」との判断基準を示している(昭和50年9月10日最高裁大法廷判決)(下図参照)。



出典:「政策法務研修テキスト(第2版)」(第一法規,平成17年)P15

### (4) 議員提案政策条例で定めることができる範囲<sup>5</sup>

上記(3)で述べた範囲のほか、議員提案政策条例特有の制限として、首長の予算編成権との関係が挙げられる。

議員の議案提出権を規定した法第112条第1項ただし書では、「予算については、この限りでない」として、「予算」に関するものは議員提出ができないこととなっているが、これは予算案の提出を制限するものであり、予算を伴う条例案の提出を制限するものではないと解されている。

しかし、議員が予算を伴う条例案を提出する場合においても、「必要な予算上の措置が的確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない」として首長の予算を伴う条例の制定・改正を制限した法第222条の趣旨は尊重すべきであり、財政負担を伴う条例を議案提案する場合には、当該地

<sup>4</sup> 松下啓一(平成22年)『政策条例のつくりかた』第一法規 pp.28-29

松下啓一・今野照美・飯村恵子(平成23年)『つくりかた議員提案の政策条例』萌書房 pp.96-97

<sup>5</sup> 加藤幸雄・平松弘光(平成23年)『議員条例集覧』公人社 pp.80-82, pp.122-123, pp.171-173

松下啓一・今野照美・飯村恵子(平成23年)『つくりかた議員提案の政策条例』萌書房 pp.93-94, pp.107-108

野村政樹(平成9年)「予算を伴う条例案」『自治法務セミナー』第36巻第3号 pp.26-27

方公共団体の財政状況を考慮し、かつ、執行部の意見を聴き、慎重を期すことが望まれる。

なお、成立した条例について、執行部は当該条例に基づく事務を誠実に管理し執行する義務を負うが（法第 138 条の 2）、長が条例の再議権を有していること（法第 176-177 条）及び予算を調整し提案する権限は長に専属していること（法第 149 条第 2 項）から、議員発案で成立した条例を執行するに当たり予算措置を必要とする場合でも、長は予算措置する義務はない。

このほか、「地方公共団体の長」にのみ提出権が専属する事項についても、議会に提出権はない。例として、市町村の支所又は出張所等の設置に関する条例（法第 155 条第 1 項）、行政機関の設置に関する条例（法第 156 条第 1 項）、長の直近下位の内部組織の設置等に関する条例（法第 158 条第 1 項）がある。

#### (5) 罰則・適用範囲<sup>6</sup>

法第 14 条第 3 項の規定により、条例中に、条例に違反した者に対し、2 年以下の懲役若しくは禁錮、100 万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑（以上、行政刑罰）又は 5 万円以下の過料（行政上の秩序罰）を科する旨の規定を設けることが可能である。これによって、一定の作為・不作為を内容とした条例については、実効性を高めることが期待できる。

行政刑罰は刑法総則及び刑事訴訟法の適用を受けるため、運用するのは警察・検察となる。したがって、条例を実効あるものにするため、当該条例に基づいた立件が可能かどうかについて、条例制定に先立ち地元の地方検察庁・所轄警察署と協議を行うことが望まれる。

行政上の秩序罰については刑法総則及び刑事訴訟法の適用を受けないため、自治体の長がその納付を命じることができる（法第 149 条第 3 号）。ただし、自治体を取り締まりの主体となるため、取締人員確保等のための予算措置を要する場合が多い。

また、条例の適用範囲について、当該条例を制定した自治体の自治権の及ぶ範囲、すなわち自治体の区域においてのみ効力を有し、同自治体の区域内であれば、住民であるか否かを問わないとするのが原則である（属地主義の原則）。

---

<sup>6</sup> 牧瀬稔（平成 20 年）『議員が提案する政策条例のポイント』東京法令出版 p. 30  
松下啓一（平成 22 年）『政策条例のつくりかた』第一法規 pp. 26-27  
松本英昭（平成 25 年）『新版逐条地方自治法 第 7 次改訂版』学陽書房 pp. 202-203

## (6) 議員提案政策条例の類型<sup>7</sup>

議員提案政策条例は、その性質に応じて、以下のように整理できる。

### ① 誰に向けたものか ～ 自治体完結型か、社会働きかけ型か

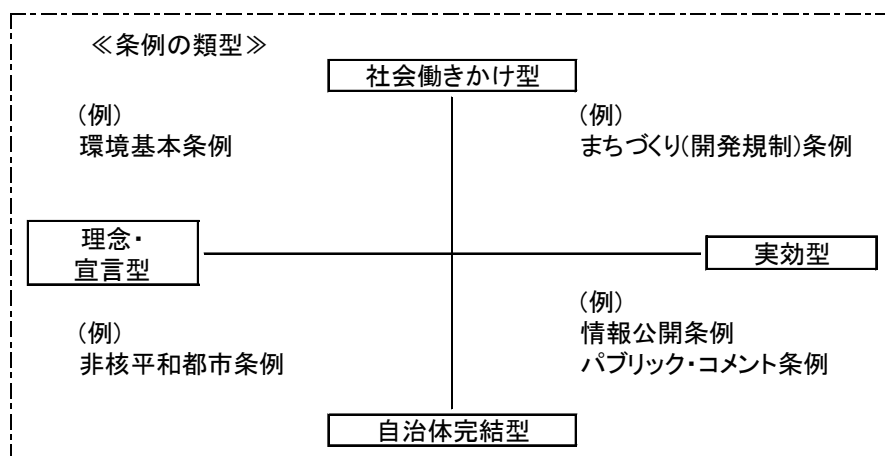
自治体完結型は、自治体が自らを律し、あるいは負担を負うことを内容とする条例である。目的達成に際して市民の参加・協力が不要で、自治体内部だけで実現可能なものである。

社会働きかけ型は、市民や企業に働きかける条例である。目的達成に際して市民・企業の参加・協力が必要となるが、参加・協力の程度は、それが不可欠なものから、消極的な参加・協力で足りるものまで幅がある。

### ② 実効性の有無 ～ 理念・宣言型条例か、実効型条例か

理念・宣言型条例は、目標や理念を宣言した条例であり、目的達成のための普及・啓発手法を主な内容とした条例である。

実効型条例は、実効性を追求した条例であり、目的達成のための誘導・支援方法、規制・指導方法を主な内容とした条例である。



## (7) 議員提案政策条例の検討主体<sup>8</sup>

検討主体について、構成員の内訳に応じて、以下のように整理できる。なお、本市においては様々な主体により議員提案政策条例が提案されており、下記①～③のいずれの検討主体においても検討がなされている。

### ① 会派主導型

特定の会派が検討・提出の主体となるもの。

政策方針を同じとする議員が集まっているために、案がまとまりやすく、それが多数会派の場合は議決の際に有利となる。ただし、他の会派からの賛同を

<sup>7</sup> 松下啓一 (平成22年)『政策条例のつくりかた』第一法規 pp.12-15

<sup>8</sup> 松下啓一・今野照美・飯村恵子 (平成23年)『つくろう議員提案の政策条例』萌書房 pp.54-57

得ることが難しい内容であると、少数会派からの提案の場合は否決される可能性が高くなる。

## ② 議員主導型

会派の枠を超えて同一の目的を持った有志議員が集まったもの、ないしは議員個人によるものがある。

有志議員の集まりの場合、会派は違えど同一の目的を有しているため、案がまとまりやすい傾向にあるが、成立に際しては所属の会派を含めメンバー以外の議員の同意を得る必要がある。

## ③ 議員全員型

議員全員で検討を行うもの、委員会等、各会派からの代表者で検討を行いその結果が全議員に及ぶもの等が考えられる。

議会全体で同一目的を共有していると言えるため、案がまとまれば成立する公算が高い反面、様々な立場からの意見調整を要するため、他の類型より案がまとまるまでに時間を要する可能性がある。



## 2 議員提案政策条例を策定するに当たって必要な作業

### (1) 条例化の必要性を確認<sup>9</sup>

政策課題が見つかった場合、現行の法律、条例等で対応できないか、確認を要する。また、条例以外の手法(規則, 内部要綱, 予算措置等)では目的達成が困難であることの確認も要する。

### (2) どのような内容の条例を作りたいのかを確認(目的の明確化)<sup>9</sup>

実際に条例を策定するに当たっては、まず条例を作る動機となる、目的を明確にしておく必要がある。この点を曖昧にすると、政策作りの途中で全体の軸がぶれる可能性が生じたり、各検討議員が互いに異なる方向に向く可能性が生じたりする。また市民への訴求力が乏しいものになってしまう可能性がある。

### (3) 調査による裏打ち<sup>9</sup>

#### ① 当該自治体の実態調査

当該自治体の現状・課題について、関係部局からのヒアリング等を実施することで、条例化の必要性を把握することができ、また実情に応じた条例を策定することができる。

#### ② 他都市の類似事例の調査

他都市において類似の条例があれば、条例制定に至った経緯及び条例制定後の効果等について、視察を含めた調査を行うことで、参考とすることができる。

### (4) 条例の内容を精査<sup>9</sup>

#### ① 法的適合性の調査

上記1-(3)・(4)で述べた通り、当該自治体の事務に関する事、法律の範囲内であること、議員に議案提出権があることの確認を要する。

#### ② 対応・規制しようとする事項を明確に表現すること

条例の対象となる主体(誰が)、客体(何について)、規制・奨励される作為・不作為(どうする・どうしないことが望まれているのか)を、明確に規定し、目的達成手段として妥当な内容となっているかを確認する。その際、条文の内容を市民に容易に理解できるよう心掛けるとともに、曖昧な表現を使って解釈に困るようなことがないように留意する。

#### ③ 実効性確保のための規定づくり

条例の目的に応じて、規制に関する事項、支援・誘導に関する事項、普及・啓発に関する事項、方針・体制の整備に関する事項を定める。

<sup>9</sup> 松下啓一・今野照美・飯村恵子(平成23年)『つくろう議員提案の政策条例』萌書房 pp.101-108

また、将来の状況変化に対応する等のため、一定期間経過後の見直しに関する事項の要否も検討する。

**(5) 会派間の調整**

検討している条例への理解を得るため、検討主体が会派主導型の場合は他会派等への働きかけが、議員主導型の場合は所属会派内及び他会派等への働きかけが望まれる。

**(6) 関係各所との調整<sup>9</sup>**

実効性確保のためには、条文の規定のみでは足りず、関係各所との調整が望ましい。上記1-(4)・(5)で述べた通り、予算措置や政策の事業化を要する場合は執行部との協議・調整が望まれ、行政刑罰を定める場合は検察・警察との調整を要する。

**(7) 議会運営委員会での説明**

本市においては、条例案の議会上程に先立ち、議会招集告示日に開催されることとなる議会運営委員会において、条例案の提出者による説明を要する。なお、常任委員会での立案等、招集告示日の議会運営委員会での説明ができない場合は、告示日以降の議会運営委員会にて適宜説明を要する。

**(8) 提案理由説明文や想定問答の作成**

議会に上程された条例案は、条例案の提出者が本議会で提案理由説明を行い、それに対して提出者以外の議員による質疑がなされた場合は、提出者が答弁することになる。したがって、当該説明及び答弁を円滑に進めるためにも提案理由説明文及び想定問答の事前作成が望まれる。

**(9) 関連する常任委員会での説明・質疑対応**

本会議での質疑の後、条例案はその内容に応じて所管の常任委員会に付託され、委員会審査を受けることとなる。提出者が所管の委員会に所属していれば、当該議員が委員会にて条例案の説明・質疑対応をすることになるが、提出者が所管の委員会に所属していない場合は、当該委員会に所属する、提出者以外の議員に条例案の説明及び質疑応答を依頼すること等も考えられる。

なお、委員会審査を経た条例案は、その後の本会議における委員長報告、討論を経て、採決によって条例案の可否が決される。

### 3 福岡市の状況

#### (1) 福岡市における議員提案政策条例の成立状況

福岡市議会において、平成9年1月以降に提出された議員提案政策条例の提出数は18件であり、このうち15件が可決されている。可決された15件の条例の概要は以下のとおりである。

名 称 ・ 概 要		議決年月日
		施行年月日
①	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例	H10. 10. 1
		H11. 5. 2
議員及び親族の資産の報告等，市議会議員の政治倫理に係る責務等を定めたもの。		
②	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例	H14. 12. 18
		H15. 8. 1
路上喫煙に過料を科すなど市民等の各種モラルの向上等を図るもの。		
③	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例	H14. 12. 18
		H15. 3. 1
ピンクちらしの掲示等に罰則を科し，ピンクちらしの根絶を図るもの。		
④	出資法人等の保有する情報の議会への提供等に関する条例	H16. 3. 26
		H16. 3. 29
市が出資する法人が行う高額な契約の議会への報告義務等を定めたもの。		
⑤	福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例の一部を改正する条例（③の改正）	H16. 3. 26
		H16. 5. 1
取締の実効性を高めるためピンクちらしの定義や禁止行為等を改めたもの。		
⑥	福岡市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例（①の改正）	H17. 6. 22
		H18. 1. 1
政治活動に関する寄附の受領について資金管理団体も議員と同様の取扱いとするもの。		
⑦	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例	H18. 6. 21
		H19. 5. 2
市が定める各種行政計画について議会の議決や議会への報告等の義務を定めたもの。		
⑧	福岡市風俗関連の営業に係る勧誘，誘引及び客待ち等の防止に関する条例	H18. 9. 15
		H18. 12. 1
風俗関連の営業についての女性のスカウト行為や客の誘いかけ等に罰則を科したもの。		

⑨	福岡市議会議員選挙公報発行条例	H18. 9. 15
		H18. 9. 21
市議会議員選挙について選挙公報を発行するもの。		
⑩	福岡市留守家庭子ども会事業の実施に関する条例の一部を改正する条例（修正可決）	H20. 3. 25
		H20. 7. 1
留守家庭子ども会事業に関して、基本利用料の有料化を維持しつつ、現在3年生までとなっている対象学年を6年生までに拡大するとともに（修正により、段階的拡大が可能となった。）、現在18時までとなっている利用時間を19時までまで延長するもの。（基本利用料を無料化し、利用時間を19時までまで延長する市長案への対案として提出されたもの）		
⑪	人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例の一部を改正する条例（②の改正）	H20. 6. 20
		H20. 6. 23
花火、爆竹、バーベキュー等を行う場合の配慮義務に関する規定を加えるもの。		
⑫	公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例	H22. 3. 26
		H22. 12. 28
生活交通の確保のため公共交通空白地等及び移動制約者に対する施策等を定めたもの。		
⑬	福岡市市行政に係る重要な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例（⑦の改正）	H24. 3. 27
		H24. 3. 29
地方自治法の改正に伴い、議決事件の対象から外れた基本構想を議決の対象に加えるもの。		
⑭	福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例	H25. 9. 25
		H26. 4. 1
空き家の倒壊等による被害防止のための適切な管理に資する事項等を定めたもの。		
⑮	ふくおかさん家のうまかもん条例	H26. 9. 16
		H27. 4. 1
市内産農林水産物とその加工品等の生産・加工・利用・消費を拡大し、関連企業の健全な発展や市民の健康で豊かな生活の向上を図るもの。		

なお、議員提案条例の改正についても、議員提案により行われるのが通例であるが、上記条例②については、平成16年12月20日に、関連条例として引用される他の条例の名称変更に伴う一部改正が、平成24年12月27日及び平成25年12月26日には、関連条例の追加に伴う一部改正が執行部により行われている。また③については平成15年3月13日に軽易な文言の修正（「適性化」を「適正化」に修正）に伴う一部改正が執行部により行われている。

## (2) 検討に当たっての手順

上記1-(6)・(7)で述べた通り、議員提案政策条例の類型や検討主体は様々であり、福岡市議会においても、条例の検討主体や検討に当たっての手順は異なるが、一例として、直近に成立した「ふくおかさん家のうまかもん条例」の検討手順を紹介する。

この条例は、市内産農林水産物とその加工品等の生産・加工・利用・消費を拡大し、食に関する選択の機会の確保、食を目的とする観光客の来訪の促進等を図り、もって関連産業の健全な発展及び市民の健康で豊かな生活の向上に寄与することを目的として制定された。

条例の内容は、超党派の有志議員8人による計15回の勉強会で検討された。勉強会には、必要に応じて議会事務局（調査法制課長・法制係長・法制係員）も参加するとともに、実施主体となる執行部の関係当局からのヒアリング等が実施された。

以下、勉強会の状況等につき列記する。

### ① 条例案提出前

平成25年10月（第1回勉強会）

メンバーで、テーマを選定して、条例案を提出することとなった。

平成25年11月～平成26年3月（第2～6回勉強会）

「食」に関する条例案の提出を目指すこととなり、関係局（農林水産局、経済観光文化局）からヒアリングを行うとともに、先進都市を視察することとなった。

4月（視察）

「食」に関する取組を進めている、石川県金沢市、福井県小浜市、京都市を視察した。

5月～8月（第7～15回勉強会）

視察の成果も踏まえて、条例案骨子を作成し、関係局（農林水産局、経済観光文化局、保健福祉局）からのヒアリングや、正副議長への説明を行うなどして、条例案を作成した。

8月下旬

条例案について、各メンバーより、所属する会派への説明が行われるとともに、メンバーの所属しない会派や無所属議員に対しても説明が行われた。

### ② 平成26年9月議会提出時

8月29日

議会運営委員会において、同委員でもあるメンバーより、9月議会に条例案提出の意向が示された。

9月5日

9月議会初日。勉強会の座長が本会議にて提案理由説明を行った。

なお、提出者は、メンバー（8人）、メンバーの所属しない会派に所属する議員各1人（3人）、第3委員会所属議員2人（メンバーに第3委員会所属の議員がいなかったため）となった。

同日

メンバー以外の議員が議案質疑を行い、副座長及び副市長が答弁を行った。

9月12日

議案が付託された第3委員会において、提出者となったメンバー外の議員が提案理由説明を行った。

9月16日

本会議において、全会一致で条例案が可決された。

9月18日

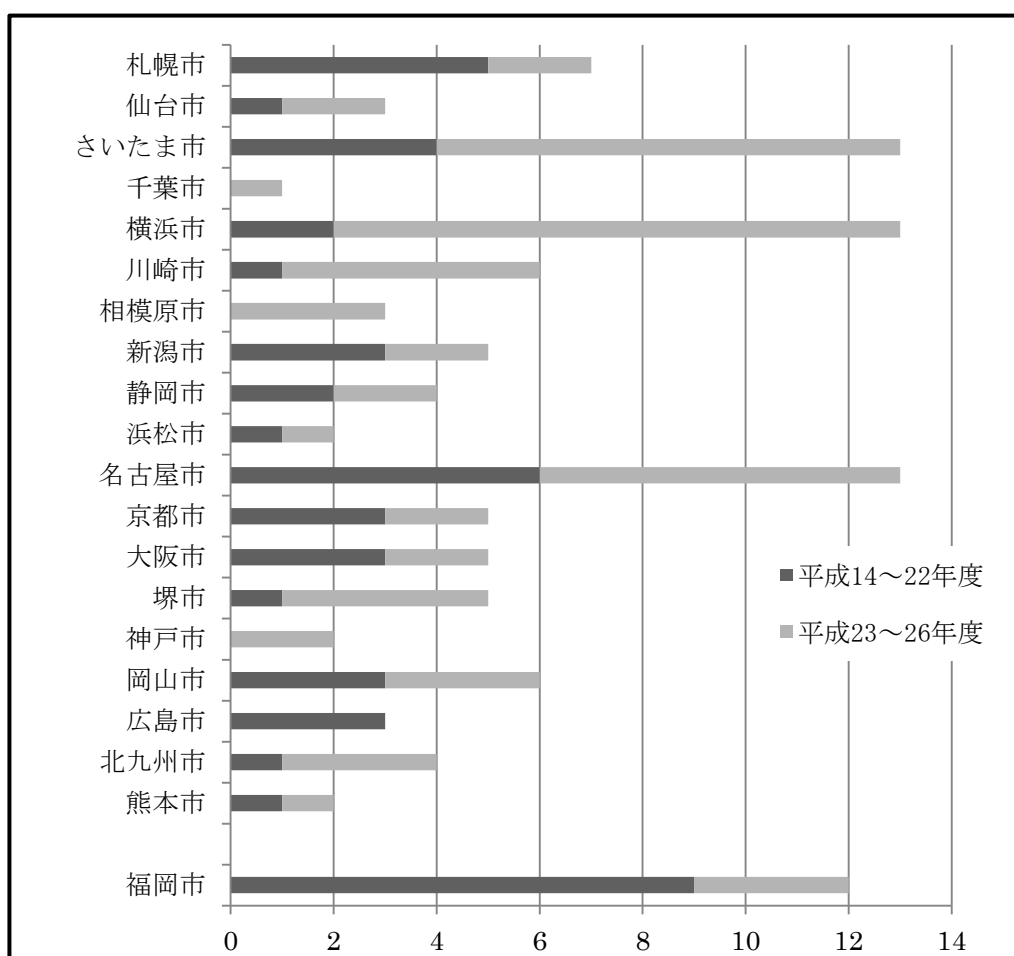
条例が公布された。

## 4 他都市の状況

### (1) 政令指定都市における成立状況（平成14年度～26年度，条例修正案は除く）

各政令指定都市の議員提案政策条例の成立件数は以下の通りである。福岡市は12本となっており，全国トップクラスの成立件数を誇っている。

札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市
7本	3本	13本	1本	13本
川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
6本	3本	5本	4本	2本
名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市
13本	5本	5本	5本	2本
岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
6本	3本	4本	12本	2本



（地方行政調査資料「都市の議員発議政策条例と議会基本条例の制定状況調べ（2014年度版）」より）

(2) 他都市の議員提案政策条例の一例（施行日順）

全国で成立している議員提案政策条例の中から、特色あるものを以下に抜粋して紹介する。

都市名	名称・概要	議決年月日
		施行年月日
①静岡市	静岡市めざせ茶どころ日本一条例	H20. 12. 12
		H21. 4. 1
お茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念を定めている。また茶業者、市民、市の役割を定め、市には施策の実施を義務付けるとともに、委員会の設置について定めている。		
②釧路市	釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例	H24. 12. 14
		H25. 1. 1
子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進について、その基本理念を定め、市長、教育委員会、小学校及び中学校、議会、保護者並びに地域の団体等の責務及び役割を明らかにし、基礎学力の習得の保障に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで、釧路市の子どもたちに基礎学力を身に付けさせることを目的としている。		
③山口市	山口市元気いきいき条例	H24. 12. 20
		H25. 4. 1
市民、市、地域コミュニティ、学校等及び事業者その他健康づくりに関わる団体並びに医療関係者の連携による健康づくりに関する基本的な事項を定めている。		
④新潟市	新潟市中小企業振興基本条例	H26. 7. 1
		H26. 10. 1
市、企業、商業者、教育機関、金融機関、関係団体及び市民それぞれが、中小企業振興のために果たす役割を定めることにより、地域における産業や社会の発展を促進し、より豊かで住みよい新潟市の実現につなげることを目的としたもの。また市長に基本計画の策定及び中小企業振興に関する施策の実施状況の議会への報告を義務付けている。		
⑤横浜市	横浜市子供を虐待から守る条例	H26. 6. 3
		H26. 11. 5
子供を虐待から守るための基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的としている。		



⑥横浜市	横浜市落書き行為の防止に関する条例	H26. 6. 3
		H27. 4. 1
<p>落書き行為の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、落書き行為の防止を図り、もって快適で良好な生活環境の維持・確保及び安全で安心な地域社会の実現を目的としている。なお、落書き行為そのものではなく、落書きを消さないことに対する罰則を定めている。</p>		
⑦横須賀市	横須賀市観光立市推進条例	H26. 11. 28
		H27. 4. 1
<p>観光立市の実現を目的に、基本理念、市の責務、市民の役割及び観光事業者等の役割を示すとともに、実現に向けた基本事項を定めている。</p>		
⑧大津市	災害等対策基本条例	H27. 3. 13
		H27. 4. 1
<p>災害時などに行うべき議会・議員の役割や行動方針を定めた「議会 BCP（業務継続計画）」の策定を受けて、非常時における議会の役割、責務を定めるとともに、災害の予防から復旧、復興、被災地支援、危機管理に至るまで、広範囲に渡って取り組むことを定めている。</p>		

## 5 福岡市議会事務局のサポート体制

平成 21 年 6 月の「第 29 次地方制度調査会答申」において、議会事務局の補佐機能の強化が求められ、特に政策立案や法制的な検討、調査等に優れた能力を有する事務局職員の育成の必要性が指摘されたが、福岡市議会では、これより早く、平成 11 年 10 月から、議員立法の実務を経験させるため、衆議院法制局への職員派遣を実施（現在 7 人目の職員派遣を実施中）し、人材の育成に努めている。

これまでに議会事務局から派遣した職員は、派遣終了後、順次、議会事務局の調査法制課に配置され、国会議員の議員立法の補佐業務のノウハウを本市での業務に活かしており、上記 3 で触れた本市の議員提案政策条例の成立に関しても大きく寄与しているところである。

また、平成 15 年 4 月には、当時の「調査課」を「調査法制課」に改め、同課に「法制係」を新設するなど、議会事務局における法制執務能力の向上及び組織の充実に取り組んでおり、平成 20 年度には法制係を 1 名増員して 3 名体制とし、議員の補佐機能の強化をさらに進めているところである。

## 6 おわりに

福岡市議会は、先に述べたとおり、これまで全国トップクラスの議員提案政策条例の成立件数を誇っているが、条例制定によって様々な効果が表れている。

一例を挙げると、

- ① 福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例については、平成 26 年 4 月の施行後 1 年間で、空き家の所有者等特定及び管理状況等確認のための調査（第 5 条）や、倒壊等による被害防止のための助言指導（第 6 条）の件数がともに 300 件以上に上っており、放置空き家による市民の生存権及び財産権侵害防止に寄与している。
- ② 公共交通空白地等及び移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例については、平成 23 年 3 月より同条例に基づく地域公共交通会議が定期的開催され、バス路線の地域実情に応じた運行内容見直し、社会実験の実施等による公共交通機関の利便性向上といった効果を挙げている。
- ③ 人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例については、歩行喫煙率の減少、迷惑駐輪指導件数の減少、自転車の自主的な押し歩きの増加、野良猫で困っている人の割合の減少といった効果を挙げている。また平成 20 年の改正で、花火やバーベキュー等の行為に関して、時間及び周辺地域に配慮して行う義務があることを明記したことにより、当該行為に関する住民からの苦情が以前より減少している。
- ④ 福岡市ピンクちらし等の根絶に関する条例では、市中心部各所に掲出されていたピンクちらしが現在ではほとんど確認することができなくなったとの効果を挙げている。

このように、市民生活に密接した課題を、議員提案条例という形で解決を図っていることが立証されている。

また平成 27 年 4 月に施行されたふくおかさん家のうまかもん条例においても、条例施行に合わせて農林水産局で新規事業・専門部署が立ち上げられ、条例の制定目的の達成に向け様々な取組が現在なされている。

今後とも、市民に近い議員の立場を活かし、多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握しつつ、豊かな市民生活の実現手段のひとつとして、条例立案が大いに活用されることが望まれる。



議会調査レポート第15号

議員提案政策条例について

平成27年9月 発行

編集発行 福岡市議会事務局 調査法制課  
福岡市中央区天神一丁目8番1号  
TEL 092-711-4749  
FAX 092-733-5869